

市報第24号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年12月7日

横浜市長 山中竹春

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後		
3.8.3	新本牧ふ頭建設工事（その22・外周護岸A基礎工）請負契約	東洋・あおみ・大本建設共同企業体	<u>3.2.19議決</u> 契約金額 <u>2,047,100,000円</u> 完成期限 <u>令和3年12月28日</u>	契約金額 <u>2,044,407,200円</u> 完成期限 <u>令和4年3月31日</u>	関連工事と作業船を共用する等のため及び関連工事の進捗状況により着手が遅れたため
3.8.5	新本牧ふ頭建設工事（その23・外周護岸A基礎工）請負契約	東亜・松浦建設共同企業体	<u>3.6.4議決</u> 契約金額 <u>2,174,700,000円</u> 完成期限 <u>令和4年3月31日</u>	契約金額 <u>2,177,391,700円</u> 完成期限 <u>令和4年3月31日</u>	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため

<p>3. 8. 19</p>	<p>新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B—1基礎及び本體工）請負契約</p>	<p>若築・松浦企業建設共同企業体</p>	<p><u>2. 12. 4 専決</u> 契約金額 <u>1, 138, 503, 300円</u> 完成期限 <u>令和 4 年 1 月 20 日</u></p> <p><u>2. 8. 28 専決</u> 契約金額 1, 057, 939, 300円 完成期限 令和 3 年 9 月 15 日</p> <p><u>2. 7. 7 議決</u> 契約金額 1, 056, 000, 000円 完成期限 令和 3 年 9 月 15 日</p>	<p>契約金額 <u>1, 161, 029, 100円</u> 完成期限 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u></p>	<p>波の影響による杭等の揺れを抑える補強工を行う等のため</p>
<p>3. 9. 3</p>	<p>新本牧ふ頭建設工事（その17・外周護岸A地盤改良工）請負契約</p>	<p>東洋・あおみ建設共同企業体</p>	<p><u>2. 12. 25 専決</u> 契約金額 <u>1, 237, 656, 200円</u> 完成期限 <u>令和 3 年 9 月 30 日</u></p> <p><u>2. 11. 26 専決</u> 契約金額 1, 221, 973, 500円 完成期限 令和 3 年 6 月 18 日</p> <p><u>2. 9. 16 議決</u> 契約金額 1, 218, 830, 800円 完成期限 令和 3 年 6 月 18 日</p>	<p>契約金額 <u>1, 340, 599, 700円</u> 完成期限 <u>令和 3 年 9 月 30 日</u></p>	<p>地盤の状況により施工に時間を要し、作業船の稼働時間が増える等のため</p>

3. 9. 13	新本牧ふ頭建設工事（その23・外周護岸A基礎工）請負契約	東亜・松浦建設共同企業体	<u>3. 8. 5 専決</u> 契約金額 <u>2, 177, 391, 700円</u> 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日 <u>3. 6. 4 議決</u> 契約金額 2, 174, 700, 000円 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日	契約金額 <u>2, 165, 399, 500円</u> 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日	関連工事と作業船を共用するため
3. 9. 30	横浜マリントワー改修工事（建築工事）請負契約	株式会社渡辺組	<u>2. 7. 6 専決</u> 契約金額 <u>1, 107, 150, 000円</u> 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日 <u>元. 10. 15 専決</u> 契約金額 1, 102, 200, 000円 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日 <u>元. 9. 20 議決</u> 契約金額 1, 100, 000, 000円 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日	契約金額 <u>1, 141, 250, 000円</u> 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日	建設廃棄物の処分量が増える等のため
同	横浜みなとみらいホール改修工事（建築工事）請負契約	鹿島・NB・石井建設共同企業体	<u>2. 10. 2 専決</u> 契約金額 <u>3, 292, 300, 000円</u> 完成期限 令和 4 年 7 月 29 日 <u>2. 9. 16 議決</u> 契約金額 3, 286, 800, 000円 完成期限 令和 4 年 7 月 29 日	契約金額 <u>3, 571, 700, 000円</u> 完成期限 令和 4 年 7 月 29 日	小ホールの照明の更新が必要となる等のため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。

